

《資金洗浄およびテロ資金供与防止に向けた国際的要請による法令改正》

2007年1月から金融機関窓口では 10万円を超える現金のお振込みの際に 本人確認書類のご提示が必要になります

いつも当金庫をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

資金洗浄およびテロ資金供与防止に向けた国際的な要請を受け、本人確認法（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律）施行令等が一部改正されたことに伴い、平成19年1月から、10万円を超える現金でのお振込みをなさる場合には、本人確認書類をご提示いただく必要があります。

お振込の際にお手間をおかけすることもあるかと存じますが、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ATMでのお振込み

10万円を超える**現金**のお振込みはご利用いただけません。**キャッシュカード**によるお振込みをご利用ください。

（当金庫のほか、提携の他信用金庫、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用組合のキャッシュカードもご利用いただけます。

窓口でのお振込み

10万円を超える**現金**のお振込みをお申し付けいただく場合には、**本人確認書類**をご提示いただきます。



夢をかなえるパートナー

城北信用金庫

Johoku
Shinkin